

静岡県告示第239号

県・市町職員人事交流実施要綱（昭和53年静岡県告示第91号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(事務主管)</p> <p>第14条 県における実務研修職員に関する事務については、別に定めるものを除き経営管理部職員局人事課及び<u>政策企画部政策推進局市町行財政課</u>において行うものとする。</p> <p>様式第4号 (略)</p> <p>(略)</p> <p>実務研修状況通知書（年度第・4半期分）</p> <p>(略)</p> <p>備考 市町にあつては、当該4半期の翌月10日までに<u>県政策企画部政策推進局市町行財政課</u>へ提出すること。</p> | <p>(事務主管)</p> <p>第14条 県における実務研修職員に関する事務については、別に定めるものを除き経営管理部職員局人事課及び<u>経営管理部地域振興局市町行財政課</u>において行うものとする。</p> <p>様式第4号 (略)</p> <p>(略)</p> <p>実務研修状況通知書（年度第・4半期分）</p> <p>(略)</p> <p>備考 市町にあつては、当該4半期の翌月10日までに<u>県経営管理部地域振興局市町行財政課</u>へ提出すること。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。